

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	自立支援医療(精神通院医療)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療(精神通院医療)に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減することを目的として自立支援医療制度(精神通院医療)を実施している。 障害者総合支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルは次の場合に使用する。 ①自立支援医療費の申請受理 ②自立支援医療費の支給認定の内容の変更
③システムの名称	保健福祉情報システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム及び中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(精神通院医療)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 同法別表117の項 番号法主務省令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法第19条8号に基づく主務省令(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令144、145、146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健所保健・感染症課
②所属長の役職名	保健・感染症課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口: 政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 024-924-3511

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 保健福祉部保健所保健・感染症課精神・難病係 024-924-2163
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月21日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月21日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、自立支援医療(精神通院)事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	郡山市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を徹底している。また、アクセス権限の所持者は、離席時のログアウトを徹底している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	地域保健課長 吉田 光子	地域保健課長	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	I-7 請求先	T963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号	T963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号	事後	組織改編のため
令和1年9月28日	IV リスク対策	—	IVリスク対策 1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	II-1 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月28日	II-2 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和7年4月1日	I-1 ③システムの名称	保健福祉情報システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム及び中間サーバー	保健福祉情報システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム及び中間サーバー	事後	保護評価再実施に伴う変更
令和7年4月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	精神障害者保健福祉手帳情報ファイル	自立支援医療(精神通院医療)情報ファイル	事後	保護評価再実施に伴う変更
令和7年4月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84の項	番号法第9条第1項 同法別表117の項 番号法主務省令第60条	事後	法改正による別表の変更
令和7年4月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の108項	番号法第19条第8号に基づく主務省令144、145、146の項	事後	法改正による別表の変更
令和7年4月1日	I-5 ①部署	保健福祉部保健所地域保健課	保健福祉部保健所保健・感染症課	事後	組織改編に伴う変更
令和7年4月1日	I-5 ②所属長の役職名	地域保健課長	保健・感染症課長	事後	組織改編に伴う変更
令和7年4月1日	I-8 連絡先	郵便番号963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 保健福祉部保健所地域保健課 024-924-2163	郵便番号963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 保健福祉部保健所保健・感染症課精神・難病係 024-924-2163	事後	組織改編に伴う変更
令和7年4月1日	II-1 いつの時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和7年2月21日 時点	事後	保護評価再実施に伴う変更
令和7年4月1日	II-2 いつの時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和7年2月21日 時点	事後	保護評価再実施に伴う変更
令和7年4月1日	IV 6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	保護評価再実施に伴う変更
令和7年4月1日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	新様式への変更
令和7年4月1日	IV 8 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、自立支援医療(精神通院)事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると認められる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	新様式への変更
令和7年4月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	新様式への変更
令和7年4月1日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	新様式への変更
令和7年4月1日	IV 11 判断の根拠	—	郡山市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を徹底している。また、アクセス権限の所持者は、離席時のログアウトを徹底している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への変更